



国自旅第70号
令和2年6月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(令和2年法律第28号。以下「改正法」という。) の一部の施行については、令和
2年6月26日付け国自旅第69号をもって通知したところですが、あわせて、令
和2年6月19日から施行された改正法に関連して、基本構想に記載する特定事業
の類型として追加された「教育啓発特定事業」の実施にあたり参考となる情報や、
移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る各種支援措置等を下記(1)から
(7)のとおりまとめたことの周知等について、総合政策局長より別添の通り通知が
ございましたので傘下会員事業者あてに周知されたい。